

## 入間市雨水利用タンク設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、雨水利用タンクを設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、雨水の有効利用を促進し、もって良好な水の循環の確保に資することを目的とする。

2 前項の規定による補助金の交付に関しては、入間市補助金等の交付手続等に関する規則(平成7年規則第10号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「雨水利用タンク」とは、家屋の屋根等に降った雨水を集め、これを利用するための貯水タンクをいう。

### (雨水利用タンクの基準)

第3条 補助金の交付対象となる雨水利用タンクの基準は、次のとおりとする。

- (1) 貯留した雨水を有効に利用するための器具を備え、水が腐敗をしないような工夫がされていること。
- (2) 貯水容量が100リットル以上であること。
- (3) 設置及び使用に当たっての安全性が確保されていること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に自己の家庭の用に供する雨水利用タンクを設置した者
- (3) 設置した雨水利用タンクを常に良好に維持管理できる者

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、雨水利用タンクの購入及び設置に要する費用に3分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、20,000円を限度とする。

2 補助金の交付対象となる雨水利用タンクは、1世帯につき1基とする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、入間市雨水利用タンク設置費補助金交付申請書(様式第1号)に購入及び設置に要する費用が確認できる書類並び

に設置の状況が確認できる写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、審査し、その可否を決定し、入間市雨水利用タンク設置費補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があったときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成13年6月1日から施行し、同日以後に購入及び設置をした雨水利用タンクについて適用する。

様式第1号（第6条関係）

入間市雨水利用タンク設置費補助金交付申請書

年 月 日

入間市長 様

申請者 住 所  
氏 名

⑩

電話番号

入間市雨水利用タンク設置費補助金交付要綱第6条の規定により、雨水利用タンク設置費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 設 置 場 所 入間市

2 品 名 ・ 規 格

3 補助金交付申請額 円

4 補助金振込先

振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫		
		店 農業協同組合		
	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通座	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 座番号
	フリガナ			
	<input type="checkbox"/> 座名義			